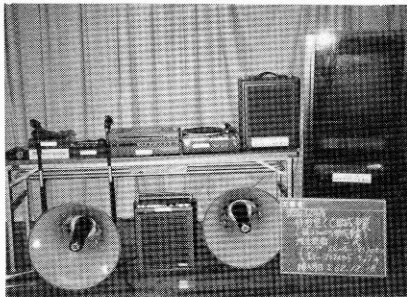


住民コミュニティ に活用しま〜す!!

＝自治宝くじ助成備品＝



財団法人自治総合センターでは、自治宝くじの受託事業収入を財源として、コミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに、自治宝くじの普及広報に役立たせるためのコミュニティ助成事業をおこなっています。



昭和六十二年度事業分として本町もこの助成を受けて、ニューフレームテント 一〇張・法被(はつぴ) 一〇〇着・のぼり幟 五〇本・放送設備 一式を整備いたしました。今後、ふるさとまつりや各イベントなどに活用し、コミュニケーションづくり役に役立ててゆきたいと思えます。



新・利子非課税制度の種類と内容

お年寄りの場合		
種類	非課税限度額	内容
マル優	300万円	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など
特別マル優	300万円	利付国債、公募地方債
郵便貯金	300万円	
サラリーマンの場合		
種類	非課税限度額	内容
財形住宅貯蓄 財形年金貯蓄	合わせて500万円	サラリーマンの給料からの天引預金

利子の非課税制度、いわゆるマル優等の制度が、昭和六十三年四月一日から変わります。新しい制度では、マル優、特別マル優、郵便貯金の利子非課税扱いは、次のような人やこれらの人に準ずる人などに限って利用できます。

①六十五歳以上の人
②遺族基礎年金を受けることができる妻
③寡婦年金を受けることができる人
④身体障害者手帳の交付を受けている人

また、サラリーマンは、一般の財形貯蓄の非課税がなくなり、新たに設けられた財形住宅貯蓄と、従来の財形年金貯蓄を合わせて、最高五百万円が非課税ワケとなります。

新制度の適用は 四月一日から

新・利子非課税制度の種類や内容などは表のとおりで、これ以外の利子所得は、原則として一律二〇%(うち五%は都道府県民税)の源泉分離課税となります。したがって、従来の総合課税制度、三五%の源泉分離選択課税制度、確定申告不要制度

こんなふうに変ります 新利子非課税制度

昭和六十三年四月一日から

4月1日から
非課税制度が
変わります。



は廃止されます。

なお、これらの改正は、原則として昭和六十三年四月一日以降に支払われるべき利子から適用されます。

非課税制度の利用には 手続が必要

新マル優などを利用する方は、非課税対象者に該当する旨の確認を受けるほか、住民票の写し、保険証、年金手帳など一定の公的書類を金融機関の窓口へ提出して、住所、氏名、生年月日の確認を受けることが必要です。また、六十三年三月三十一日以前にマル優などを利用しているお年寄りなどが、引き続き非課税制度を利用する手続は、遅くとも六十四年三月三十一日までに一定の手続きをすませる必要があります。預貯金先の金融機関などに相談してください。

タバコは町内で買しましょう